

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社コンシェルジュ	代表者氏名	南 書
主たる営業所の所在地	兵庫県姫路市		
許可番号	兵庫県知事許可（般・特－２）第４６１３６２号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	令和６年３月１７日	処分を行った者	中播磨県民センター長
根拠法令	建設業法第２９条の２第１項		
処分の内容	建設業法第２９条の２第１項の規定に基づく許可の取消し		
処分の原因となった事実	<p>被処分者の営業所の所在地が確知できないため、建設業法第２９条の２条第１項の規定に基づき令和６年２月１６日付け兵庫県公報で公告したが、公告の日から３０日を経過した令和６年３月１７日になっても当該建設業者から申出がなかった。</p> <p>このことは、建設業法第２９条の２第１項に該当する。</p>		
その他参考となる事項			